

# 割賦販売法2条4項にいう「条件」の意義

池野敦貴

序

第1章 これまでの議論状況

第1節 条文の変遷

第2節 裁判例における「条件」

第3節 学説における条件構成

第2章 考察

第1節 法定条件構成の意義

第2節 抗弁の接続の正当化

第3節 確認的規定説への布石

結

## 序

割賦販売法2条4項は、いわゆる「個別信用購入あっせん」を次のように定義している。

この法律において「個別信用購入あっせん」とは、カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定めら

れた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）をいう。

この長大な法文のうち、個別信用購入あっせんを「二者間の貸金契約と区別する本質的な要件」の1つだと考えられているのが、販売業者などに対する代金などの交付が商品販売などを「条件」としているという部分である<sup>1)</sup>。この「条件」という文言は、少なくともその字面を見るかぎりでは、民法127条以下に規定された条件の制度を想起させる。しかし、前者が後者に由来しているとは、少なくとも明確には考えられていないようである。個別信用購入あっせんの定義に関する従来いくつかの言及においては、法的に特別の意義を有するような説明がとくになされるということもなく、条件という言葉が用いられている<sup>2)</sup>。

- 1) 後藤巻則＝池本誠司『クレサラ叢書 解説編 割賦販売法』（勁草書房、2011）105頁 [池本誠司]。そのほか、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課編著『令和2年版 割賦販売法の解説』（日本クレジット協会、2021）57頁では、この部分が「基本要件」の1つとされている。
- 2) 安達敏男＝吉川樹士『消費者法実務ハンドブック：消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法の実務と書式』（日本加除出版株式会社、2017）215頁、右崎大輔『改正割賦販売法の要点解説 Q & A』（中央経済社、2010）29頁、加賀山茂「クレジット契約の典型契約としての位置づけ——クレジット契約を『割賦販売の基本ユニット』（売買と準消費貸借の結合）の展開過程として位置づける——」国民生活研究48巻3号39頁（2009）、川地宏行「第三者与信取引と多角的法律関係」椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化（別冊 NBL No.161）』（商事法務、2016）88頁以下、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課・前掲注1）57頁、後藤巻則ほか『条解 消費者三法（第2版）』（弘文堂、2021）1431頁、小堀靖弘「平成20年改正でどのような規制の変更が行われたのか。」片岡義広＝吉元利行編『クレジット取引——改正割賦販売法の概要と実務対応——』（青林書院、2010）80頁、杉浦市郎編『新・消費者法 これだけは（第3版）』（法律文化社、2020）106頁 [岩田公雄]、野口香織「割賦購入あっせんから、個別信用購入あっせんへの定義変更に伴ってどのような影響があるか。」片岡義広＝吉元利行編『クレジット取引——改正割賦販売法の概要と実務対応——』（青林書院、2010）201頁以下、山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』（有斐閣、2005）383頁以下、渡邊雅之＝

そのほか、一応の説明を加えたものとして、割販法2条4項の「『条件として』とは、加盟店と購入者等の間の取引が前提となっており、当該取引なしに個別信用購入あっせん業者から加盟店への立替払いが行われなことを意味するものである」という注釈を付すものもみられる<sup>3)</sup>。また、「個別クレジットは、商品販売等と信用供与との牽連関係があること、すなわち、特定の販売業者等の商品代金等の支払に充てることを条件としていることが要件」だと説明するものもみられる<sup>4)</sup>。しかし、これらにおいても、「前提」や「牽連関係」のような、どちらかと言えば事実上の関連性を示すように思われる概念によって説明がなされているばかりである<sup>5)</sup>。やはり、法的に特別の意義を有するものとは考えられていないと思われる<sup>6)</sup>。

こうした議論状況については、なんら一考の余地は認められないのだろうか。同項の「条件」について、法的に特別の意義を認めることはできないのだろうか。本稿は、同項の「条件」をいわゆる法定条件として構成するという可能性をもって、この問いに対する一応の回答を試みるものである。

---

井上真一郎『Q&A 資金決済法・改正割賦販売法——新しい決済サービスに関する法制の横断的解説』（金融財政事情研究会、2010）327頁。

- 3) 阿部高明『逐条解説 割賦販売法Ⅱ』（青林書院、2018）11頁。中崎隆「提携ローンの取扱いに関する留意点」金融法務事情1882号8頁（2009）、同「個別信用購入あっせん」片岡義広＝吉元利行編『クレジット取引——改正割賦販売法の概要と実務対応——』（青林書院、2010）29頁、同『詳説 特定商取引法・割賦販売法（増補・改訂版）』（金融財政事情研究会、2021）313頁も同様の説明をしている。そのほか、田中幸弘「改正割賦販売法の施行と金融機関の実務への影響」NBL915号5頁（2009）でも、個別信用購入あっせんの要件を説明するにあたって「前提」という言葉が用いられている。
- 4) 後藤＝池本・前掲注1) 105頁〔池本誠司〕。
- 5) もちろん、ここで用いられている「前提」という概念がドイツの *Voraussetzungslehre* を指していたり、「牽連関係」という概念がいわゆる給付関連説を念頭に置いているものであったりするのであれば、それぞれ独自の理論構成の可能性を孕むこととなり、話は変わってくる。
- 6) ここまでみてきた議論のほか、個別信用購入あっせん該当性について判断した裁判例として、東京地判平成28年9月5日 Westlaw Japan 文献番号2016WLJPCA09058002も参照されたい。同判決においても、割販法2条4項にいう「条件」が特別の意義を有するというような説明はなされていない。

## 第1章 これまでの議論状況

法定条件として構成する可能性および意義について次章で考察するに先立ち、本章で、「条件」の理解にかかわりうる従来の議論状況を検討しておこう<sup>7)</sup>。ここでは、順に、そもそもいかなる経緯で割販法2条4項の文言が形成されてきたのか(第1節)、従来の裁判例において条件概念がどのように用いられてきたのか(第2節)、そして、第三者与信型信用取引を構成する売買等契約と信用供与契約との関連性の正当化に関する従来の学説のうち、条件構成をとるものが、本稿の論点との関係でいかなる意義を有するのか(第3節)、という3点をみていくこととする。

### 第1節 条文の変遷

昭和36年に割販法が制定された時点では、そもそも「個別信用購入あっせん」という文言自体が法文上に存在しておらず、したがって現行法の2条4項そのものまたはそれに相当するような規定も存在していなかった<sup>8)</sup>。制定当初の旧2条3項で「割賦購入あっせん」の定義が示されていたが<sup>9)</sup>、これは総合式のものであり、特定の売買等契約について信用を供与する個別式とは異なるものであった<sup>10)</sup>。そのこともあってであろうか、同項の定義に「条

7) 以下で検討する従来の議論は、割販法2条4項にいう「条件」との関係で展開されたものではない。あくまで、「『条件』の理解にかかわりうる」という本稿独自の視点から捉え直したものである。

8) 割販法制定当初の適用対象については、後藤ほか・前掲注2) 1371頁以下を参照。

9) 旧2条3項(1961年法) この法律において「割賦購入あっせん」とは、それと引換えに特定の販売業者から商品を購入することができる証票をこれにより商品を購入しようとする者(以下この項において「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証票と引換えに特定の販売業者からその証票に表示されている金額に相当する商品を購入したときは、当該利用者からその証票に表示されている金額を2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該商品の代金に相当する金額を交付することをいう。

10) 石田賢一「割賦販売法の意義・趣旨」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』(青林書院、1990)13頁、同「昭和59年法律第49号による割賦販売法改正の骨子」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』(青林書院、1990)24頁。

件」という文言はみられなかった。

その後、割賦購入あっせんの市場規模が拡大し、その取引形態が多様化したことを踏まえて、昭和59年改正で定義規定に修正が施された<sup>11)</sup>。いわゆる「個品割賦購入あっせん」の定義の創設である(旧2条3項2号)<sup>12)</sup>。同号の文言は次のとおりである。

証票等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への指定商品の販売を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該購入者から二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領すること。

この段階ですでに現行規定の基本構造を見てとることができ、「条件」の文言も見られるようになった。しかし、同号にいう「条件」についても、現行規定に関する状況と同じく、それが法的に特別の意義を有するものとは考えられていなかったようである<sup>13)</sup>。取引の実際を法に反映させたという点で

- 
- 11) 後藤ほか・前掲注2) 1375頁以下を参照。本稿では、割賦法の適用対象を示す定義規定の変遷に、検討に必要なかぎりて言及している。その変遷の全容については同1392頁を参照されたい。
- 12) 「個品割賦購入あっせん」という呼称は法文上は存在していない。いわば講学上の概念である。清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権——個品割賦購入あっせんを中心として」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系 第4巻 商品売買・消費者契約・区分所有建物』(有斐閣、1985) 269頁を参照。
- 13) 石田・前掲注10)「割賦販売法の意義・趣旨」9頁以下、月刊消費者信用・割賦販売法取材班「解説・割賦法上は規制対象とならない『役務』取引に基づくクレジット契約(上)」月刊消費者信用16巻12号7頁(1998)、清水・前掲注12) 270頁以下、富岡康幸「個品割賦購入あっせん業者に対する規制」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』(青林書院、1990) 129頁以下、富岡康幸「個品割賦購入あっせん業者に対する規制」梶村太市ほか編『【全訂版】割賦販売法』(青林書院、2004) 187頁、西山昇一「個品割賦購入あっせん」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』(青林書院、1990) 38頁以下、船越隆司「割賦販売契約」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系 第4巻 商品売買・消費者契約・区分所有建物』(有斐閣、1985) 257頁、山崎治「個品割賦購入あっせん業者からの訴状(立替払型取引の場合)」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』(青林書院、1990) 196頁以下、山崎治「個品割賦購入あっせん業者からの訴状(立替払型)」梶村太市ほか編『【全訂版】割賦販売法』(青林書院、2004) 277頁。とくに、横田忠「保証委託型クレジットと個品割賦購入あっせん契約の類推適用等」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』(青

規定そのものには特別の意義が認められたものの、「条件」の文言には特別の意義が認められなかったのである<sup>14)</sup>。

かくして、「条件」がとりあげて顧みられるということもないまま、現行規定が登場するに至る。大改正とも言われる平成20年改正による<sup>15)</sup>、「個別信用購入あっせん」の定義規定の創設である(2条4項)。同項にいう「条件」について特別の説明がなされていないというのはすでにみたとおりであり、今日、「条件」は、法文を構成する1つの文言でありながら、とくに明確な構成を与えられないままとなっている。

ここまでみてきたとおり、条文それ自体を対象とする解釈論には、「条件」に特別の意義を認める可能性をみいだすことはできない。しかし、そうであるからといって、個別信用購入あっせんまたは個品割賦購入あっせんに関する従来の議論からはなんら手がかりが得られない、というわけではない。昭和59年改正前後の下級審裁判例には、売買等契約と信用供与契約との関係について、条件概念による説明を行なったものが散見されるのである。

## 第2節 裁判例における「条件」

以下、時系列に従ってみていこう。まず、松江簡判昭和58年9月21日判時

---

林書院、1990) 296頁は、同号について、「形式的には、割賦購入あっせん業者が、販売業者に代金を『交付』すればよく、その法的根拠を問わないと解することができる」としている。その意味するところは必ずしも明確ではないが、これは、代金交付との関係で「条件」にとくに意義をみいだしていない指摘であるようにもみえる。横田忠「保証委託型クレジットと個品割賦購入あっせん契約の類推適用」梶村太市ほか編『【全訂版】割賦販売法』(青林書院、2004) 418頁も同旨である。

- 14) 個品割賦購入あっせん該当性について判断した裁判例として、高松高判平成11年5月24日判時1707号134頁、津地裁松阪支判平成20年7月25日消費者法ニュース79号185頁、札幌地判平成26年1月9日金法1992号74頁、札幌高判平成27年3月26日金法2028号72頁を参照されたい。これらにおいても、旧2条3項2号にいう「条件」が特別の意義を有するというような説明はなされていない。
- 15) 松田洋平ほか「『割賦販売法の一部を改正する法律』の概要」金融法務事情1842号12頁(2008)、山本豊ほか「座談会 割賦販売法の大改正——産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告を受けて——」クレジット研究40号別冊6頁(2008)(とくに同37頁の渡辺達徳発言)を参照。平成20年改正の経緯については、村千鶴子「特定商取引法・割賦販売法改正の経緯と概要(特集 改正特商法・割賦法)」現代消費者法2号4頁以下(2009)を参照されたい。

1119号131頁が挙げられる。その事実関係では、原告Xが、信販会社たる被告Y社の加盟店である訴外A社との間で、家具の売買契約を締結し、Y社との間で、その家具の代金に関する立替払契約を締結していた。A社が倒産し、家具の引渡義務が履行不能となったことを受け、Xは、AY両社間の密接な関係および両契約間の一体的な関係を根拠として、A社に対する売買契約上の抗弁をもってY社に対抗することができると主張した。そこで、両契約がいかなる関係に置かれているかが検討の対象とされるに至った。この点について、同判決は、「〈証拠〉によれば、原告らと被告間の本件立替払契約の成立が原告らと訴外会社間の本件売買契約の成立条件とされていることが認められ、他に右認定を覆えすに足りる証拠はない」としたうえで、「原告らと訴外会社間の本件売買契約が成立しなければ、原告と被告間の本件立替払契約も成立しない関係にあることは当事者間に争いが無い」とした<sup>16)</sup>。

ここで注目されるのは、「成立条件」という文言である。立替払契約の成立が売買契約の「成立条件」とであるとされており、一応のところは、両契約間の関係が条件概念によって説明されている。しかし、おそらくこれは民法の条件制度にかかわるものではない。そもそも、民法で規定された条件とは、「法律行為の効力の発生または消滅を成否未定の事実にかからしめる、法律行為の付款である」とされている<sup>17)</sup>。それはあくまで有効要件なのであって、成立のレベルにかかわるものではないのである<sup>18)</sup>。したがって、同判決にお

---

16) なお、同判決は、本文にまとめたところをはじめとする諸般の事実を総合的に考慮したうえで、次のように判示している。「原告ら、訴外会社、被告の三者間に本件家具を目的とする一個のクレジット販売契約が締結され、本件売買契約と本件立替払契約とは右クレジット販売契約の不可欠の構成部分と解するのが相当であり、従って本件売買契約と本件立替払契約とは成立上、効力上、履行上完全な牽連関係に立つものといわなければならない。」「一個のクレジット販売契約」と構成されている部分を見れば、そもそも「両契約がいかなる関係に置かれているか」という問題の立て方自体が再考されるべきであるとも言えるが、その一方で、明らかに2つの契約の存在とその関連性も観念されており、本件における法律関係を同判決が厳密にどう捉えていたかは判然とし難い。

17) 四宮和夫＝能見善久『民法総則（第9版）』（弘文堂、2018）399頁。

18) 金山正信＝金山直樹「前注（§§127-137〔条件及び期限〕）」於保不二雄＝奥田昌道編『新版注釈民法（4）総則（4）』（有斐閣、2015）556頁。

ける「成立条件」という文言は、民法の条件制度にかかわるものではなく、単に事実上の関連性を示した概念にとどまるものと思われる。

次に、東京高判昭和59年6月13日判タ537号137頁が挙げられる。その事案で、X（原告・被控訴人）は、訴外A社との間で、XがA社から自動車を購入する契約を結んだ一方、信販業者たるY社（被告・控訴人）との間で、Y社がXに代わって自動車購入代金を自社の取扱店であるA社に支払い、XがY社に対して立替金額に手数料を含めた金額を月賦で返済する旨の準委任契約を締結していた。そうしたなかで、Xに本件自動車が引き渡されないままA社が倒産し、商品一切は何者かによって持ち去られた。その結果、本件自動車の引渡しは不能に帰した。そこで、Xは、立替金等の請求を拒むべく、本件準委任契約が本件自動車の引渡しを停止条件として成立した旨を主張した。その主張について、同判決は次のように判断した。

(1) 右契約〔筆者注：本件準委任契約〕には、自動車の引渡しは契約成立後直ちに行われるとの条項…があること、(2) 右契約と自動車売買契約とは同一機会に一体的になされているところ、控訴人と販売店(取扱店)である東洋モータース〔筆者注：A社〕との間は基本契約により緊密な信頼関係で結ばれているのに対し、被控訴人と東洋モータースとの間はそうでなく、被控訴人が自動車の引渡しを受けられない危険は、東洋モータースが立替払を受けられない危険より大きかったはずであり、このことは、この種契約一般についていえること、(3) 控訴人が取得する分割払手数料には報酬も含まれていること(控訴人自認)、(4) 控訴人も本件自動車は担保として必要であり、立替払と自動車引渡しとは裏腹をなすともいえること、以上のほか、一般的に、(5) 本来、買主は代金支払につき物品引渡しとの同時履行の抗弁権を有し、その引渡し前に立替払をした者が法定地位(民法第500条、第501条〔筆者注：旧規定〕)により代金債権それ自体を行使しようとするれば、右抗弁の対抗を受けざるをえないこと、(6) 準委任による立替払の求償範囲は、こ



れにつき特段の契約がない場合は、「必要と認めべき費用」等とされていること（民法第650条第1項、第656条〔筆者注：旧規定〕）などの諸点を総合してみると、本件準委任契約において、控訴人の被控訴人に対する立替金等の具体的請求権（契約の効力発生それ自体ではないが）は、東洋モーターズから被控訴人に前記自動車引渡されることを条件として生ずると解するのが相当である（したがって、控訴人が右請求権を確保するためには自動車の引渡しを確認してから立替払を実行すべきであったのであり、この確認は別段困難を伴うとは思われず、東洋モーターズとしても、そのことで格別不利があるとは考えられない。）。

同判決では、いくつかの要素が考慮されたうえで、「立替金等の具体的請求権」が「前記自動車引渡されることを条件として生ずる」という帰結が導かれている。当事者の主張および判示の内容からわかるとおり、まさに民法の条件制度における条件概念が引き合いに出されている<sup>19)</sup>。より厳密に言えば、本件自動車の引渡しを停止条件とする立替金等請求権が認定されているのである。

ただし、「契約の効力発生それ自体ではないが」という留保が付されているところからも明らかなように、同判決が認定したのはあくまで条件付き権利である。本件準委任契約は本件自動車の引渡しを停止条件として成立したというXの主張をそのまま肯定したわけではない。

以上の同判決の理解は、割賦法2条4項の文言に親しむように思われる。同項では、商品販売などを「条件」として立替え払いがなされ、購入者などからの立替金の回収がなされる、と定められている。そのなかで問題とされているのは、商品販売などが実現されるという条件が付された立替払債務や立替金債権であって、立替払契約そのものではない。まさに上述した同判決

---

19) 上記の引用箇所より後の部分でも、「右事実によれば、本件自動車の引渡しは不能に帰し、条件不成就が確定した」とされており、民法の条件制度における条件として構成されていると言える。

の理解に通ずるところが見受けられるのである。

また、同判決は、その判断における考慮要素の1つとして、AY間の「緊密な信頼関係」を挙げている。そのうえ、「控訴人が右請求権を確保するためには自動車の引渡しを確認してから立替払を実行すべきであったのであり、この確認は別段困難を伴うとは思われ」ない、とも指摘している。与信業者と販売業者との間のこうした密接な関係性については、同項の解釈においても考慮要素の1つとして重視されている<sup>20)</sup>。その他の考慮要素についても、同判決と同項の解釈とで相通ずるところが見受けられる<sup>21)</sup>。

このように考えてみると、下級審裁判例も含めた既存の法状況との関係で可能なかぎり齟齬のないように法文を解釈しようとするのであれば、同項を同判決の理解になぞらえて読むという考え方もないことはないだろう。同項の「条件」は、民法の条件制度における停止条件として理解されうる。そのような立場も考えられるのである。

### 第3節 学説における条件構成

条件構成を示したのは裁判例だけではない<sup>22)</sup>。学説においても、手を替え品を替え、たびたび条件構成がとられてきた<sup>23)</sup>。そして、その議論もまた、

- 
- 20) 経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課・前掲注1) 57頁、後藤ほか・前掲注2) 1429頁以下など。
- 21) とくに、同判決で挙げられた「右契約と自動車売買契約とは同一機会に一体的になされている」という点や、「控訴人も本件自動車は担保として必要であり、立替払と自動車引渡しとは裏腹をなすともいえる」という点は、同項の解釈における考慮要素として挙げられているものに直結すると思われる。後藤ほか・前掲注2) 1426頁以下を参照。
- 22) 本節で検討する学説のほか、典型的な約款にも条件構成（と言いうるもの）がみられるようである。植木哲『消費者信用法の研究』（日本評論社、1987）156頁〔初出：同「抗弁権対抗の理論」金融法務事情1041号（1983）〕は、個品割賦購入あっせん契約の標準約款について、「売買契約は、立替払契約の成立を停止条件としており、立替払契約が不成立のときは、売買契約もまた成立しない」と分析している。ただし、ここでは、立替払契約の不成立の場合に売買契約がどうなるかという問題が対象とされており、本稿で検討している問題と構造が異なる。
- 23) 以下に挙げるもののほか、伊藤進「信販契約をめぐる法律上の問題点」同『消費者私法論（私法研究著作集第10巻）』（信山社、1998）191頁〔初出：法律のひろば37巻9号（1984）〕も、「割賦購入あっせん契約の締結にあたっては、売買契約によって生ずる代金債務の存在を条件としていることは当事者間において前提とされて」いる、と指摘しているが、民法の条件制度に基

昭和59年改正前後に展開されたものであった。

早い段階で条件構成を示したのは、北川善太郎である。北川は、個品割賦購入あっせんについて、「売買契約と立替払契約は相互依存の関係にあり、解除条件つきで成立・存続していると解釈すべきであり、しかも、こうした取引の性質上、そうした解釈が可能である」とした<sup>24)</sup>。

なお、前節の東京高判昭和59年はこの北川の見解をとったようだ、という分析もみられる<sup>25)</sup>。しかし、すでにみたとおり、同判決は「契約の効力発生それ自体ではない」という留保を付している。あくまで条件付きの権利を観念しているにすぎないのである。北川説が契約そのものについて条件を観念していると思われることからすれば、同判決の立場と北川説とは厳密には区別されるべきであろう。

その後、長尾治助が、北川とは違うかたちで条件構成を試みる<sup>26)</sup>。長尾は、個品割賦購入あっせんの契約関係が、「本来、一個の契約に含まれていた等価交換的、対価的關係を形式上分離した」ものであるとして、それを構成する供給契約と信用供与契約との間に一定の条件関係をみいだす。すなわち、第一に、「供給契約は与信契約の成立を停止条件として効力を生ずるという関係」、第二に、「与信契約は与信に適合した供給契約の存在を条件として効力を生ずるという関係」、第三に、「対価性を軸とする双務契約の牽連関係」である<sup>27)</sup>。このうち、第一および第二の関係については、「両契約が関連する諸問題を解決するうえで重要な機能を営む原則」だとされている<sup>28)</sup>。

---

づく構成であるか不明確であったため、本文では言及しなかった。

24) 北川善太郎「約款と契約法」NBL242号84頁(1981)。

25) 匿名記事(東京高判昭和59年6月13日)判タ537号137頁(1984)。

26) 長尾治助「消費者信用法の形成と課題」(商事法務研究会、1984)152頁以下[初出:同「消費者信用における与信業者の義務」立命館法学161号(1982)]。

27) 第三の関係について、長尾は、それを「どこまで、また、いかなる根拠により二個の契約間に認めていくかはすこぶる困難な問題である」としつつ、「その理論上の論争を一まずおけば、判例、学説は、履行上の牽連関係を肯定する傾向にあるといえよう」としている。長尾・前掲注26)153頁。

28) 第三の関係はたしかにある種の条件関係ではあるが、民法の条件制度におけるそれではない。したがって、本稿で着目すべきであるのも第一および第二の関係になろう。

なお、長尾は、その後の別稿において、「与信債務は供給契約の成立、存続を条件として存在する」としている<sup>29)</sup>。「与信契約」とされていたところが「与信債務」に変更されているが、その変更が意図するところは明らかでない。条件が付されているのは契約なのか、それとも債務なのか。法的な帰結が変わってくる以上、その点は明らかにされるのが望ましいであろう。

この長尾の別稿と時を同じくして、清水巖もまた条件構成を試みた。清水は、「割賦購入あっせん契約はその存在目的から売買契約…の不成立・無効・解除による消滅を黙示の（遡及効をもつ）解除条件とする契約と解すべきである」と指摘した<sup>30)</sup>。清水は、かつては上述の北川説に与していたが<sup>31)</sup>、おそらく、与信業者に既払金返還義務を負わせることを意図して<sup>32)</sup>、とくに効果の点で同説を独自に発展させたと思われる。

さらに、執行秀行が、個品割賦購入あっせんなどにおける与信者と供給者との提携関係を分析するなかで、独自の条件構成を示す。執行は、大前提として、「提携契約」を「共同目的達成のために相互に継続的な協力関係を目的とする企業間の契約」と定義づける<sup>33)</sup>。そのうえで、提携契約関係のもと、「与信契約の成立が有効な供給契約の成立を前提とするようなシステムを作り出すことによって、与信者は供給者との『共同の利益』を達成できる」ということを指摘し<sup>34)</sup>、そのことを根拠に、「一方の契約は他方の契約の成立を停止条件とし、他方の契約の無効・解除等による効力の消滅を解除条件としている」と主張した<sup>35)</sup>。ちなみに、以上の論理について、執行は、「顧客

29) 長尾治助「個品割賦購入あっせんの名義貸判例の検討」判例時報1157号184頁（1985）、同『クレジット社会と法——消費者信用時代の法律問題——』（法律文化社、1988）130頁。

30) 清水・前掲注12) 278頁。

31) 清水巖「判批」鴻常夫ほか編『商法（総則・商行為）判例百選（第2版）』（有斐閣、1985）201頁がある。

32) 清水は、上記の独自の条件構成から、与信業者が原状回復義務として既払金返還義務を負うことを導いている。清水・前掲注12) 278頁。

33) 執行秀幸「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士館法学19号38頁（1986）。

34) 執行・前掲注33) 62頁。

35) 執行・前掲注33) 64頁。同「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義

が消費者であるか否かは問わない」とも指摘している<sup>36)</sup>。このように、提携契約関係があるという限定的な場面についてはあるが、執行は条件構成をとったのである。

以上にみえてきた学説における条件構成をもって、割賦法2条4項の「条件」の解釈を試みる、ということもできなくはないだろう。しかし、前節の東京高判昭和59年も含め、ここまでみえてきた条件構成は、民法の条件制度における基本的な条件概念に依拠したものだと考えられるところ、それらを同項の「条件」の解釈に用いようとするれば、理論的な問題が生じるものと思われる。

民法の条件制度における条件は、基本的に任意の付款である<sup>37)</sup>。任意のもの、すなわち、当事者の意思に基づいたものなのである。そうした当事者意思に基づく条件の概念をもって同項の「条件」を理解し、ひいては抗弁の接続の制度（割賦法35条の3の19<sup>38)</sup>）を根拠づけようとする、ひとつの理論的な矛盾が生じる<sup>39)</sup>。同条2項では、いわゆる抗弁切断条項の効力が強行的に否定されているところ、一方で抗弁の接続それ自体を意思によって根拠づけながら、他方で抗弁の接続を否定する旨の意思の現れである抗弁切断条項を排除する、ということになるのである。かりにそれが解消されうる矛盾なものだとしても、そのまま等閑に付すべきものではなく、少なくとも、かかる事態について特別の説明が必要とされることにはなろう。結局、意思に依拠していると思われる従来の条件構成では、直截に同法2条4項の「条件」を

---

(上) ジュリスト878号99頁(1987)も参照。

36) 執行・前掲注33) 64頁。

37) 金山正信＝金山直樹・前掲注18) 555頁、四宮＝能見・前掲注17) 400頁。

38) 割賦法第35条の3の19 購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る第35条の3の8第3号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該契約に係る個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする個別信用購入あっせん業者に対抗することができる。

2 前項の規定に反する特約であつて購入者又は役務の提供を受ける者に不利なものは、無効とする。

39) 以下で述べるところは異なる趣旨ではあるが、後藤ほか・前掲注2) 1431頁では、「与信業者と購入者等または販売業者等との間で、販売契約と与信契約を一体として締結することについて『合意』が存在する場合と解することは、狭きに失する」と指摘されている。

説明することはできない。

## 第2章 考 察

そうした理論的な問題を回避しうる手段として考えられるのが、法定条件構成である。以下、本章では、この構成の基本的な意義について考察したうえで（第1節）、それが抗弁の接続の制度を理論的に正当化しうる構成でもあること（第2節）、さらには、当該制度をより拡張的に利用する足がかりともなりうることを（第3節）、順にみていくこととする。

### 第1節 法定条件構成の意義

法定条件とは、比較的広い定義に従うならば<sup>40)</sup>、「法律の規定により、或は法規または法律行為の性質もしくは目的並びに事物の性質上、法律行為の効力がかからしめられている条件である」とされている<sup>41)</sup>。割販法2条4項にいう「条件」は、まさに同項という「法律の規定」に基づく条件だと言えるところ、法定条件と呼ぶにふさわしい。

そのうえで、同項の文言を直視すれば、「特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供」という部分が、条件事実を示している、と言える。その成就によって、与信業者は、「当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付」を行ない、「当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領する」という

---

40) 法定条件の範囲については見解が分かれている。池野敦貴「売買契約の解除に伴うリース契約の解消——複数契約論の分化——」同志社法学74巻6号275頁以下（2022）を参照。しかし、「法律の規定」に基づくものを排除している見解は管見のかぎり見当たらないから、たとえば「法律行為の性質」に基づくものよりは障壁が小さいと言えよう。

41) 於保不二雄「有效要件についての一考察」同『財産管理権論序説（復刻版）』（有信堂高文社、1995）340頁。

ことになる。信用供与契約として立替払契約を念頭に置いて簡潔に言えば、販売業者などが購入者などに対して商品販売などを行なってはじめて、与信業者から販売業者などに対して立替え払いが行なわれ、与信業者は割賦金を受領することができるようになるのである。

また別の法定条件の定義として、「法律の規定上、または法律行為の性質上、要求される効力要件であって、将来の不確実な事実を内容とするもの」というものがある<sup>42)</sup>。これに従って考えれば、商品販売などという「将来の不確実な事実」が実現してはじめて立替え払いが行なわれ、割賦金の受領がなされる、という旨の法定条件が、同項という「法律の規定上」要求される、ということになる。そのようにして法律に基づく条件を観念することで、任意の付款であるがゆえに条件構成が孕んでいた理論的な問題を回避することができるわけである。

以上のように理解される法定条件構成については、少なくとも4つの問題が生じうる。第一に、「商品若しくは指定権利の販売」または「役務の提供」という文言には、どこまでの意味を認めることができるのか、という問題が考えられる。それに対する回答しだいで、立替え払いという効果の発生が否定される範囲が変わってくる。購入者などに対して商品の引渡しなどがなされさえすればよい、という意味にすぎないのであれば、たとえ商品などが契約に適合しないものであったとしても、立替え払いという効果が発生することになりうる。それに対して、引き渡された商品などが契約に適合していることまで要求している文言だと解するのであれば、引渡しなどが完了していたとしても、立替え払いという効果の発生が否定される可能性が残される。

第二に、商品販売などがなされない場合には立替え払いもなされないという帰結が、法的にはどのような結果を意味しているのか、という問題が考えられる。この問題は、条件が付されているのが契約であるのか、それとも債務であるのか、という点にかかわる。商品販売などの実現を条件事実とする

---

42) 金山正信 = 金山直樹「§127 (条件が成就した場合の効果)」於保不二雄 = 奥田昌道編『新版注釈民法(4) 総則(4)』(有斐閣、2015) 610頁。

法定条件が立替払契約に付されている、と考えるのであれば、条件の不成就は立替払契約の効力の喪失を招来する。それに対して、商品販売などの実現を条件事実とする法定条件が立替払債務に付されている、と考えるのであれば、条件不成就は立替払債務の効力の喪失を招来するが、立替払契約の効力は失われなことになる。前章第3節で長尾説が揺れ動いていたのは、まさにこの問題についてである<sup>43)</sup>。

第三に、法文上、どこまでの部分を条件成就の効果と捉えるか、という問題が考えられる。「特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供」という条件の成就によって、「当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付」が与信業者によってなされる、という効果が導かれるのか。それとも、「当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領する」ということまで効果の内容に含まれるのか。そもそも立替え払いがなされていないとなると、割賦金の受領はその根拠を欠くことになるから、実際的にはそれほど重要な問題ではないかもしれない。しかし、いかなる論理で購入者などが割賦金支払債務を免れるのかを明らかにするという意味では、理論的な重要性のある問題であろう。

なお、立替え払いのみならず割賦金の受領までもが条件成就の効果であると解釈するならば、商品販売などがなされない場合にはそのいずれも行なわれなことになる、もはや契約が終了したのも同然であるから、立替払契約に条件が付されていると構成するのがより自然だ、とも言えなはな。そうすると、第二の問題については、立替払契約に条件が付されていると考えることになるだろう。

---

43) ただし、立替払債務が立替払契約において本質的なものであり、当該債務の効力の喪失が当該契約の効力の喪失をも招来する、と言っているのであれば、この問題は実際的にはさしたる問題にならず、もっぱら理論的な意義しか持たない、ということになろう。



第四に、いかなる種類の条件として構成するのか、という問題が考えられる。たとえば、与信業者の立替払債務について、商品販売などがなされた場合にそれが効力を生ずるとする旨の法定の停止条件が付されているのか。あるいは、立替払契約について、商品販売などがなされない場合にそれは効力を失うという旨の法定の解除条件が付されているのか。この問題は、ひいては、条件の成就または不成就が確定した時点までの契約関係をどのように構成するか、という問題にもかかわるものだろう。

これらの問題の解決については、個別信用購入あっせんの本質や立替払契約の法的性質をどのように理解するか、購入者の保護をどこまで図るか、といったこともかかわってこよう。しかし、本稿では、それらの点について明確な態度決定を行なってはいない。したがって、ここではひとまず問題を提起するにとどめておく。

ここまで、法定条件構成の基本的な意義をみてきた。それは、従来の議論とは異なる視点から割賦法2条4項の「条件」について再構成を試みるものであったが、まったく目新しい構成とされるべきものでもない。これまで、たびたび有力に主張されながらも一般化することのなかった条件構成が、時を経てようやく条文上の後ろ盾を得たとも言える。それはいわば条件構成の復権である。法定という修飾語を伴うことで、条件構成は新たな意義を得たのである。

## 第2節 抗弁の接続の正当化

前節で基本的な意義を確認した法定条件構成は、抗弁の接続の理論的な正当化にも資すると思われる。抗弁の接続の制度については、その理論的な根拠が必ずしも明確にされてはいない<sup>44)</sup>。かつてさまざまな見解が主張されて

---

44) 鳥川勝「特定商取引法・割賦販売法改正法案の問題点——特に共同責任について——」消費者法ニュース76号210頁(2008)は、「抗弁権接続規定は、立法段階でその立法についての明確な性格付けをしないままにしておき、その判断を裁判所にまかせるということであった」としたうえで、「裁判所では創造説を採用することにより、それまで下級審裁判例が積み上げてきた一体性の理論と信義則などによりクレジット会社の責任を肯定する方向を変形し、限定的な効力

いたところ<sup>45)</sup>、昭和59年改正でひとまずアドホックに立法的解決がなされ<sup>46)</sup>、その後は立法による対応が徐々に拡張されつつ<sup>47)</sup>、今日に至っている<sup>48)</sup>。そうしたなかにあつて、法定条件構成は、信義則という一般条項に依拠するようなこともなく、その根拠を提供しうるように思われる。

たとえば、販売業者などが商品販売などを行なうことを法定の停止条件として、立替払契約がその効力を生ずる、と構成するのであれば、商品の引渡し不能になったという場合、立替払契約の効力は生じない、ということになる。立替払契約の効力が生じない以上、購入者の割賦金支払債務の効力も生じない。その結果、購入者は与信業者に対して支払拒絶の抗弁をすることができるのである。

このように考えた場合、定義規定の法定条件のみによっても支払拒絶を根拠づけることができるわけであるから、それとは別に抗弁の接続の制度が設けられていることの意義が問題となろう。この点については、2つの理解がありうると思われる。第一に、割賦法35条の3の19が強行規定であるところ、その適用対象外の取引については、同法2条4項を任意規定として機能させ

---

しか認めない方向へと進んだことが指摘できる」としている。また、竹内昭夫ほか「改正割賦販売法の実務上の諸問題」同編著『改正割賦販売法』（商事法務研究会、1985）156頁〔同発言〕では、抗弁の接続の理論的な根拠に関する議論を続けるべきことが指摘されている。

- 45) 抗弁の接続を根拠づけるために展開されてきた見解を整理および分析するものとして、千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点——契約構造の法的評価のための新たな枠組み——」伊藤進ほか編『現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、1999）164頁以下を参照。
- 46) 石田賢一「割賦販売法の概要」梶村太市ほか編『【全訂版】割賦販売法』（青林書院、2004）25頁、千葉恵美子「抗弁の接続」梶村太市ほか編『改正割賦販売法』（青林書院、1990）68頁以下、同「抗弁接続の要件・効果」梶村太市ほか編『【全訂版】割賦販売法』（青林書院、2004）111頁。
- 47) その状況については、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ——各種の契約（1）』（商事法務、2010）401頁以下を参照。
- 48) 抗弁の接続に関する従来の議論を検討するものとしては、都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007）241頁以下〔初出：同「抗弁の接続と複合契約論（1）～（3）——我が国における抗弁の接続の再定位と複合契約法理の構築に関する一考察——」早稲田法学79巻4号～80巻2号（2004～2005）〕が詳しい。そのほか、比較的最近の整理として、中村肇「日本におけるクレジットカード契約の法的性質論——多数当事者間取引の一例として——」CCR3号122頁以下（2014）も参照されたい。

る、という理解である。適用除外規定（35条の3の60第2項）によって限定された同法の適用場面について特別に強行規定を置いているのが35条の3の19なのであって、2条4項にいう定義にはあてはまるものの適用除外とされる場面については、同項を任意規定として機能させ、あくまで任意規定に基づくものとして支払拒絶の可能性を認める、というものである<sup>49)</sup>。第二に、35条の3の19は購入者の立証責任の負担を軽減するものだという理解もありうる<sup>50)</sup>。同条は同法の適用場面について抗弁の接続ができることを推定する規定であり、適用除外とされる場面については、その推定が及ばない、というように考えるのである。

ちなみに、支払拒絶の抗弁からさらに進んで、既払金の返還までも正当化することはできるだろうか。それは、法定条件構成をとった場合について、条件成就の効果をどのように考えるかにかかっている。前章第3節でみた清水説のように、遡及効をもつ解除条件を観念するのであれば、条件成就によって与信業者に原状回復義務を負わせることができ、その義務内容として既払金の返還までも認めることができよう<sup>51)</sup>。

### 第3節 確認的規定説への布石

法定条件構成は、抗弁の接続の理論的根拠を提供するにとどまらない。その適用範囲の拡張をも基礎づける可能性を有している。

そもそも、抗弁の接続の制度については、その適用範囲を限定的に解するのが判例の立場である<sup>52)</sup>。最三判平成2年2月20日集民159号151頁は、次のように判示して、いわゆる創設的規定説をとった。

---

49) この理解については、川地宏行「割賦販売法規定の準典型契約機能」椿寿夫=伊藤進編『非典型契約の総合的検討（別冊 NBL No.142）』（商事法務、2013）28頁から着想を得た。

50) 千葉・前掲注46)「抗弁接続の要件・効果」132頁以下。

51) 清水・前掲注12) 278頁。

52) その状況については、川地宏行「第三者与信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求」クレジット研究40号別冊64頁以下（2008）を参照。

購入者が割賦購入あっせん業者（以下「あっせん業者」という。）の加盟店である販売業者から証票等を利用することなく商品を購入する際に、あっせん業者が購入者との契約及び販売業者との加盟店契約に従い販売業者に対して商品代金相当額を一括立替払し、購入者があっせん業者に対して立替金及び手数料の分割払を約する仕組みの個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和59年法律第49号（以下「改正法」という。）による改正後の割賦販売法30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない。したがって、右改正前においては、購入者と販売業者との間の売買契約が販売業者の商品引渡債務の不履行を原因として合意解除された場合であっても、購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなどの右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできないものと解するのが相当である。

この判決は、「最高裁による抗弁対抗問題についての唯一の判断であったこともあり、その後の実務や学説の展開に、萎縮効果とでも言うべき影響を与えることになった」とも言われている<sup>53)</sup>。しかし、その一方で、「平成2

53) 坂東俊矢「割賦販売法と『抗弁の対抗』——不可分一体説から加盟店調査監督義務へ」法学教室319号149頁（2007）。そのほか、谷本圭子「割賦販売法（1）——平成20年改正法とクレ

年最高裁判決以降、クレジット契約をめぐる裁判では最高裁判決のいう『特段の事情』をできるだけ広く認定させるための努力が続けられてきた」とも言われている<sup>54)</sup>。また、同判決の制限的な立場に対しては、「消費者保護の見地からみて妥当性に欠ける」という批判もみられる<sup>55)</sup>。さらに、千葉恵美子によれば、抗弁の接続は一般法理としても正当化されるものであり、割賦法がそれを確認的に規定したにすぎない、とされている<sup>56)</sup>。いわゆる確認的規定説であるが、多くの学説がこの説に立つと言われている<sup>57)</sup>。

最高裁を取り巻くそうした潮流に乗り、より一般的に抗弁の接続を認めようとするのであれば<sup>58)</sup>、割賦法2条4項について法定条件構成をとることは大きな意義を有する。同項の定義は、一見してもわかるとおり、かなり抽象的なものとなっている<sup>59)</sup>。それ自体がたとえば消費者契約を念頭に置いたような限定的なものにはなっていない。そもそも、同法については、制定当初、「わが国初めての割賦販売に関する一般法」と言われており<sup>60)</sup>、もとより抽象性と包括性が意図されていたことがうかがわれる。昭和59年改正で設けられた旧2条3項2号も、「包括的な定義規定」だとされていた<sup>61)</sup>。したがって、

---

ジット取引」島川勝＝坂東俊矢編『判例から学ぶ消費者法（第3版）』（民事法研究会、2019）132頁も参照。

54) 坂東・前掲注53) 149頁。

55) 伊藤進ほか『テキストブック消費者法（第4版）』（日本評論社、2013）78頁以下〔伊藤進〕。創設的規定説をとる判例に対して批判的な学説としては、川地・前掲注49) 24頁のほか、都筑・前掲注48) 264頁の各評釈などを参照されたい。

56) 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商法雑誌93巻臨時増刊号（2）（創刊50周年記念論集Ⅱ『特別法からみた民法』）284頁以下（1986）。

57) 長尾治助ほか編『レクチャー消費者法（第5版）』（法律文化社、2011）169頁〔谷本圭子〕。そのほか、内田貴『民法Ⅱ 第3版 債権各論』（東京大学出版会、2011）265頁は、「家主と信用供与者との間に密接な経済的関連性（信用供与があるからこそ購入するという関係）があるなら、他の場面でも抗弁の接続を認める解釈が採用されるべきである」としている。

58) こうした方向性については、川地・前掲注49) 28頁以下も参照されたい。

59) 川地・前掲注2) 97頁も参照。

60) 佐橋滋「序」通商産業省企業局商務課編『割賦販売法の解説』（野田経済社、1961）3頁。

61) 石田・前掲注10)「割賦販売法の意義・趣旨」9頁。なお、同12頁では、「成文法をもって固定化した概念規定を設けても千変万化する現実の取引形態には対応できないことから、改正法においても包括的・抽象的規定にならざるを得ない」とされている。そのほか、山崎・前掲注13)「個品割賦購入あっせん業者からの訴状（立替払型取引の場合）」197頁、同・前掲注13)「個

そうした抽象的で包括的な定義規定そのものについて法定条件を観念すれば、それに包摂される多くの取引について、抗弁の接続の正当化を図ることができるように思われる。

ただし、そのすべてについて割販法と同様の規律を及ぼすとなつては、特別の目的のもとで同法に特別の規定を置いていることの意味が没却されてしまう。したがって、前節でみたように、割販法が適用されない取引については任意規定と解することになろう。そのうえで、適用外の場面についてもやはり強行的に購入者保護を図ろうと思うのであれば、たとえば消費者契約法10条の適用を試みていくことになると考えられる。

なお、「信用購入あっせんの仕組みの基本構造は、個別信用購入あっせんの定義に現れて」いる、と指摘されることがある<sup>62)</sup>。この指摘を踏まえれば、その他の信用購入あっせんについても、法定条件構成を展開していく可能性もなくはないようにも思われる。しかし、それほど詳細な内容の指摘でもないので、ここではその可能性を示すにとどめておきたい。

## 結

定義規定というのは、それに紐づけられた制度の発動をもたらすものである以上<sup>63)</sup>、拡張的な意味づけが常に積極的に認められるものではない。とくに特別法にあっては、明確な目的のもとで規律がなされていることから、合目的な解釈と適用の要請が一層強いと言えるところ、みだりに拡張的な意味づけを行なうことに慎重でなければならない。保護主義的な規律をなす特別法たる割販法については、なおのことそのように言えよう。

---

品割賦購入あっせん業者からの訴状（立替払型）」277頁、山本豊「ドイツ法における消費者信用契約の範囲」クレジット研究30号24頁（2003）も参照。クレジット販売が多様化してきた経緯については、蓑輪靖博「クレジット販売の多様化と割賦販売法改正」クレジット研究23号63頁以下（2000）を参照されたい。

62) 後藤ほか・前掲注2) 1423頁。

63) この点については、清水・前掲注12) 269頁以下も参照されたい。

本稿が示した法定条件構成は、定義規定自体に信用供与契約の効力を否定する効果をみいだすものであるから、まさに拡張的な意味づけを試みるものであり、したがって積極的にこれを提案することは控えられるべきであろう。しかし、一定の価値判断のもとで保護主義的な規律をより広く認めようとする立場をとろうとするときには、それを支えうる1つの試みとなりうるものであり、あくまでそうした仮定的な構成として提示することは許されるのではないかと思う。法定条件構成という、それ自体が条件づけられたものにすぎない構成を、あくまで試みとしてここに示したわけである。